

被保険者が非課税の場合

常務理事	事務長	課長	係

健康保険限度額適用・食事療養標準負担額減額申請書

(添付書類)

被保険者の「市町村民税非課税証明書(原本)」の添付、または下記の証明欄に市区町村長の証明を受け申請してください。また、下記に該当する方はさらに書類が必要となります。

- ・ 長期入院に該当する方は「入院期間の確認できる書類」(領収書の写しなど)
- ・ 高齢受給者の低所得Ⅰの区分の適用を受ける事を希望する場合には、被保険者と全ての被扶養者の「所得金額がわかる書類」と次頁「所得の状況」

申請日：H26年 4月 1日

事業所名称	(株) 三陽商会		事業所所在地	東京都新宿区本塩町 14		
被保険者の記号・番号	1-222222		被保険者の氏名・押印	三 陽 太 郎 ㊟		
認定が必要な方の氏名	三 陽 太 郎		被保険者との続柄	本 人		
			生年月日	昭和・平成 50年 1月 1日		
認定証の送付先	〒012-3456					
	□□□県○○市△△郡×××町 2-3-1					
電話番号	自宅	03-3333-4444	携帯	090-6987-1147	勤務先	03-1111-2222
長期入院	<input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当		(申請日以前の1年間の入院日数が91日以上の方が該当となります)			

ここから下は長期入院に該当者として申請する方のみ記入して下さい。

①	申請日の前1年間の入院期間(日数)	平成 25年 7月 1日から 平成 25年 9月 30日まで	92日間
	入院をした保険医療機関等	名称 三陽病院 所在地 東京都新宿区本塩町 1-2-3	
②	申請日の前1年間の入院期間(日数)	平成 26年 4月 1日から 平成 26年 5月 31日まで	61日間
	入院をした保険医療機関等	名称 健保病院 所在地 東京都品川区○○4-5-6	
③	申請日の前1年間の入院期間(日数)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日間
	入院をした保険医療機関等	名称 所在地	

長期入院が「該当」であればこの欄を記入してください。

市区町村長が証明する欄	当該市区町村長が証明する欄	<p>市町村民税非課税証明書(原本)の添付</p> <p>もしくは、この欄に</p> <p>市区町村役場で証明してもらいます</p>	<p>ことを証明する。</p> <p>年 月 日</p>
-------------	---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

- 三陽健保の給付金(法定給付・付加給付)は、医療機関が発行するレセプト(医療費の請求書)を基に自動計算し支給します。(診療月のおよそ3ヵ月後)
- 医療機関窓口で「認定証」の提示をしなかった場合の高額療養費は、後日自動(申請不要)償還払いにより支給します。
- 「認定証」による高額療養費の現物給付は医療機関ごとの取扱いのため、同一月で2つ以上の医療機関に入院し、それぞれ高額療養費に該当した場合、医療機関ごとに自己負担限度額までの負担をする必要があります。この場合、後日各医療機関の負担額を合算し高額療養費を再計算し、その差額は後日付加給付とともに自動(申請不要)償還払いにより支給します。

低所得 I の区分の適用を受ける人が記入します

所得の状況				
氏名				
平成 年度の 所得	公的年金 (老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職 共済年金、老齢年金、退職年金等)	円	円	円
	給与 (パート収入等含む)	円	円	円
	年金・給与以外の所得 () 所得	円	円	円
	収入ー必要経費	円	円	円

(注)

- ・ 上記については、低所得 I の区分の適用を受ける事を希望する場合について記入して下さい。低所得 I の区分は、被保険者及び全ての被扶養者の方全員が市町村民税非課税であって、被保険者及び全ての被扶養者の方それぞれの給与、年金等の収入から必要経費・控除額（年金については控除額 80 万円）を引いたとき各所得がいずれも 0 円となる場合に対象となります。
- ・ 被保険者及び被扶養者の方全員について、それぞれの所得額を公的年金・給与・その他の所得に分けてご記入ください。
- ・ 所得はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない所得（障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金など）は除きます。
- ・ 公的年金など源泉徴収票、給与源泉徴収票などの所得が確認できる書類を添付ください。なお、所得額を確認できる書類がなく、かつ、所得額を証明する書類が発行されていない所得については添付不要です。